令和8年11月17日

第3回青森県障がい者施策推進協議会

資料1－1

新条例にかかる骨子案と条例案の対比表

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

骨子案と条例案の対比

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
［1 目的］ 障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共にきらめくことのできる青森県づくりを推進するため、障がい及び障がい者に対する理解の促進並びに障がい者の自立や社会参加の推進に関する基本理念を定め、県、事業者、県民、障がい者関係団体の責務と役割を明確にするとともに、関連する施策の基本事項を明らかにすることを目的とする。	（目的） 第一条　この条例は、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくりの推進について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び障がい福祉サービス事業者の責務並びに障がい者関係団体の役割を明らかにするとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の形成に寄与することを目的とする。	「障がいのある人もない人も」を「障がいの有無にかかわらず、誰もが」に見直し。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
（骨子案になし）	**（定義）** 第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
[2-1] 障がい者　身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障害者手帳の交付の有無や年齢によらず、障がい、障がいに伴う医療的ケア及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。	一　障がい者　身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病に起因する障がい、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるものをいう。	手帳の有無・年齢不問は他の表現でカバーされるため記載しない。 「継続的・断続的」は範囲が縛られるため記載しない。 「相当な」は削除。 医療的ケア児等は定義に入れず、第十八条で規定。
[2-5] 社会的障壁　障がい者が日常生活や社会生活を送るときに、妨げになる社会のしくみや制度、慣行、考え方などをいう。	二　社会的障壁　障がいのある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。	
（骨子案になし）	三　障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくり　障がい及び障がい者に対する理解が深められ、障がいを理由とした差別が解消され、並びに障がい者の自立及び社会参加が推進されることにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい環境の整備をいう。	新設。 「共生社会づくり」を定義。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[2-4] 障がい者関係団体　障がい者とその家族の自立や社会参加、地域でのくらしの向上などを目的として活動する当事者団体、家族会、支援団体その他の団体をいう。	四　障がい者関係団体　障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体をいう。	
[2-2] 障がい児　18歳未満の障がい者（医療的ケア児や重症心身障害児を含む。）をいう。	（条文なし）	定義を置かない方が縛られない。
[2-3] 事業者　営利か非営利かを問わず、又は法人格の有無を問わず、経済的・社会的な活動を行う者をいう。	（条文なし）	他条例でも「事業者」を同じ意味で用いているが定義を置いておらず、バランスを取るため置かない。
[2-6] 合理的配慮の提供　行政機関等及び事業者がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障がい者から「社会的障壁を取り除いて欲しい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることをいう。	（条文なし）	内閣府リーフレットにおける定義を引用したが分かりづらく、使用頻度も少ないため置かない。 （県で今後作成予定のリーフレット等で分かりやすく説明できるようにします。）
[2-7] 建設的対話　事業者等が合理的配慮の提供に当たって、障がい者と対話を重ねるなど、共に解決策を検討していくことをいう。	（第十二条第一項に規定）	合理的配慮と同じ考えで定義は置かず、第十二条第一項に趣旨を追加。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[2-8] 情報アクセシビリティ　年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。	（条文なし）	法令・告示で用いられておらず、時代の推移とともに表現が変わり得る可能性があるため置かない。
[2-9] インクルーシブ教育システム　障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みのことをいう。	（条文なし）	法令・告示で用いられておらず、時代の推移とともに表現が変わり得る可能性があるため置かない。
[3 基本理念] 障がいのある人もない人も共にきらめく青森県づくりは、障がいの有無にかかわらず、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを踏まえるとともに、障がい者の意思決定に当たっては本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行いながら支援することとし、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。	（基本理念） 第三条　障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくり（以下「共生社会づくり」という。）の推進は、全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの認識の下に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。	「障がいのある人もない人も」を「障がいの有無にかかわらず、誰もが」に見直し。
[3-(1)] 社会は多様な特性を持つ人々で構成されていることについて認識し、障がい及び障がい者に関する理解を県全体で深めること。	一　社会は多様な特性を持つ人々で構成されていることへの理解並びに障がい及び障がい者に対する理解が深められること。	
[3-(2)] 障がいを理由に差別することもされることもない社会をめざすこと。	二　全ての県民が障がいを理由に差別することもされることもない社会が実現されること。	

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[3-(3)] 全ての障がい者が、自らの意思によって社会、経済、スポーツ、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。	三　全ての障がい者が、自らの意思によって社会、経済、スポーツ、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。	
[3-(4)] 全ての障がい者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。	四　全ての障がい者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生できること。	
[3-(5)] 全ての障がい者が、災害時に安全かつ安心な避難生活が確保されること。	五　全ての障がい者が、災害その他非常の事態の場合においても地域社会において安全かつ安心な生活が確保されること。	
[3-(6)] 全ての障がい者が、必要な情報を円滑に取得し、利用すること及びコミュニケーション手段の選択ができるよう、情報通信技術の活用機会の拡大及び周知等が図られること。	六　全ての障がい者が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。	

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[3-(7)] 障がい者を支える全ての家族が、地域から孤立することなく、安心して生活できる環境が確保されること。 [3-(8)] 障がい児を育てる全ての家族が、地域から孤立することなく、安心して子育てができる環境が確保されること。	七　全ての障がい者及びその家族等が安心して生活を営むことができる環境並びに全ての障がい児を育てる者が安心して子育てできる環境が確保されること。	
（骨子案になし）	八　障がい者の意思決定に係る支援が行われるに当たっては、当該障がい者の意思及び選好が最大限に尊重されるとともに、当該障がい者の最善の利益が考慮されること。	骨子案では基本理念の本文に含めていたものを柱の一つとして明記。
（骨子案になし）	九　県、市町村、県民、事業者、障がい福祉サービス事業者及び障がい者関係団体が相互に連携し、及び協力すること。	市町村の責務は県条例で規定できないが、連携・協力については基本理念として記載できるため追記。
[4-(1)-①] 市町村の協力を得て、障がい及び障がい者に対する県民の理解の促進並びに障がい者の自立や社会参加に向けた施策を実施しなければならない。	（県の責務） 第四条　県は、前条に定める共生社会づくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、共生社会づくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び市町村の協力を得てこれを実施するものとする。	市町村の協力は不可欠であるため明記。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[4-(1)-②] 障がい福祉サービスを提供する事業者（以下「障がい福祉サービス事業者」という。）が障がい者の尊厳を重んじた業務を遂行できるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行わなければならない。	（第十五条に規定）	障がい福祉サービス事業者への支援規定を第十五条に統合。
[4-(1)-③] 障がい児が健やかに成長できるよう、市町村による保健、医療、福祉、保育、教育等の各分野の連携体制の整備を支援する施策を実施しなければならない。	（第十七条に規定）	障がい児への支援規定を第十七条に統合。
[4-(1)-④] 障がい者が家族との死別等、家族の支援を得られなくなった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って自立した生活を継続できるよう、必要な施策を実施しなければならない。	（第十四条に規定）	生活支援の規定を第十四条に統合。
[4-(1)-⑤] 事業主として法定雇用率を遵守するとともに、障がい者の雇用促進と従事業務の多様化に努めなければならない。	（条文なし）	法定雇用率の遵守は法律上の義務であり、条例で重ねて規定しない。 雇用促進は第二十三条（雇用に関する施策）で対応。
[4-(2)-①] 障がいを理由とする差別により、障がい者の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	（第十条に規定）	県民の責務と事業者の責務を統合し、全ての人が障がい者とその家族等に対して差別してはならないことを第十条で規定。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[4-(2)-②] 障がい者に対しサービスを提供するとき、障がい者又はその家族等（当該障がい者の家族や介助者等本人を補佐する者を含む。以下同じ。）が、社会的障壁を取り除くため、当該障がいの特性に応じた工夫や環境設定を求めたときは、合理的な配慮の提供を行わなければならない。	（第十二条第二項に規定）	県と事業者による合理的な配慮の提供を第十二条第二項で規定。
[4-(2)-③] 県が実施する障がい者の自立や社会参加に向けた施策に協力するよう努めなければならない。	（事業者の責務） 第六条　事業者は、基本理念にのっとり、共生社会づくりの推進の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動に関し、県が実施する共生社会づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。	事業者の責務のうち、差別の禁止は第十条、合理的配慮の提供は第十二条第二項、障がい福祉サービス事業者の責務は第七条に移行。
[4-(2)-④] 従業員が一定数以上の規模の事業主である事業者は法定雇用率を遵守するとともに、すべての事業者は障がい者の雇用促進と従事業務の多様化に努めなければならない。	（条文なし）	法定雇用率の遵守は法律上の義務であり、法改正で率も変わるため、条例では規定しない。 雇用促進は第六条（事業者の協力）及び第二十三条（雇用に関する施策）で対応。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[4-(2)-⑤] 障がい福祉サービス事業者は、法令等を遵守し、適正な事業運営を行い、利用者である障がい者がかけがえのない個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう努めなければならない。	（障がい福祉サービス事業者の責務） 第七条　障がい者に対する福祉サービスの提供を業とする者（以下「障がい福祉サービス事業者」という。）は、基本理念にのっとり、障がい者の人格を尊重するとともに、関係法令を遵守し、その職務を遂行するよう努めなければならない。	障がい福祉サービス事業者の責務を独立の条として規定。
[4-(3)-①] 障がいを理由とする差別により、障がい者の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	（第十条に規定）	県民の責務と事業者の責務を統合し、全ての人が障がい者とその家族等に差別してはならないことを第十条で規定。
[4-(3)-②] 障がい及び障がい者について積極的に関心と理解を深めるとともに、県が実施する障がい者の自立や社会参加に向けた施策に協力するよう努めなければならない。	（県民の責務） 第五条　県民は、基本理念にのっとり、共生社会づくりの推進の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する共生社会づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。	県民の責務のうち、差別の禁止は第十条、日常のサポートは第十九条第二項に移行。
[4-(3)-③] 障がい者又はその家族等が当該障がいに起因して生活上の困難さや不便さを感じていると見受けられたときは、当該障がい者の意思を尊重しながら必要な対応を行うよう努めなければならない。	（第十九条第二項に規定）	県民の責務のうち、日常生活における障がい者へのサポートを第十九条第二項で規定。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[4-(3)-④] 障がい者が安心安全な生活を送ることができるよう日常において適切な配慮及び協力を行うよう努めなければならない。	（第十九条第二項に規定）	県民の責務のうち、差別の禁止は第十条、日常のサポートは第十九条第二項に移行。
[4-(4)]障がい者関係団体の役割 障がい及び障がい者に対する県民の理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村及び他の障がい者関係団体が実施する障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組に協力するものとする。	**（障がい者関係団体の役割）** 第八条　障がい者関係団体は、基本理念にのっとり、その活動に関し、県が実施する共生社会づくりの推進に関する施策に協力するものとする。	

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
［5-(1)-①］ 障がい及び障がい者に対する理解の促進及び普及啓発に関する施策・取組 県は、障がい及び障がい者に対する理解と関心が全ての県民の間で深まるよう、障がいのある子どもとない子ども、障がいのある人とない人、異なる障がいを持つ人同士等が共に活動し交流する機会を提供するとともに、障がいに関する知識の普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。 **［5-(1)-② i ］** 障がいを理由とする差別の禁止及び差別の解消に関する施策・取組 県はすべての障がい者とその家族が障害を理由とする差別により権利利益を侵害されることなく、安心して暮らすことができるよう、県民及び事業者の理解を深めるための普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	**（啓発）** 第九条　県は、共生社会づくりについての県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。	理解の促進・普及啓発の施策を統合。
（骨子案 4-(2)-①・4-(3)-① は、責務の項に掲載）	**（差別の禁止）** 第十条　何人も、障がい者及びその家族等に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	県民の責務と事業者の責務を統合し、全ての人を対象とした。 障害者基本法では、障がい者のみを対象としており、「及びその家族等」の部分は法律よりも上乗せ。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
［5-(1)-③ i ］ 合理的な配慮の提供に関する施策・取組 全ての行政機関及び事業者は、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮の提供を的確に行うため、あらかじめ自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。	**（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）** 第十一条　県及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。	
［5-(1)-③ ii ］ 全ての行政機関及び事業者は、障がい者又はその家族等から社会的障壁を取り除くための対応を求められたときは、建設的対話に努めるとともに、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態等に応じて合理的な配慮の提供を行うものとする。 ［2-7］ 建設的対話　事業者等が合理的配慮の提供に当たって、障がい者と対話を重ねるなど、共に解決策を検討していくことをいう。	**（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）** 第十二条　県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者（当該障がい者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がい者の家族その他の関係者を含む。）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、建設的対話（当該意思の表明に係る社会的障壁の除去の実施に向けてその方法等について対話することをいう。）をするよう努めなければならない。	建設的対話は障害者差別解消法では規定されていないため、法律よりも上乗せ。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[2-6] 合理的配慮の提供　行政機関等及び事業者がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障がい者から「社会的障壁を取り除いて欲しい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることをいう。 （骨子案 4-(2)-② は、責務の項に掲載）	2　前項の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。	事業者の責務（合理的な配慮の提供）を統合。
[5-(1)-②ii] 県は、障がいを理由とする差別に関する障がい者とその家族からの相談に的確に応ずることができるよう、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。	**（障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の整備等）** 第十三条　県は、障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるようにするため、その相談に対応するための窓口の設置、人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制を整備するものとする。	差別の相談は当事者以外からも想定されるため、対象は障がい者・家族・その他の関係者とする。（障害者差別解消法と同等の規定）

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[5-(2)-① i] 生活支援の充実に関する施策・取組 県は、障がい者の福祉に係る施策の拡充、障がい者に対する福祉サービス及び相談支援の充実その他必要な支援を行うものとする。 （骨子案 4-(1)-④ は、責務の項に掲載）	（生活支援に関する施策） 第十四条　県は、障がい者が地域社会において自立した生活を営むことができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。	支援内容を具体的に明記することで、支援の範囲を狭めてしまう可能性があるため、抽象的な記載とする。
[5-(2)-① ii] 県は、障がい者の福祉に係る事業に従事する人材の育成及び資質の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。 [5-(2)-①iii] 県は、市町村その他の関係機関の協力を得て、障がい者に対する虐待等のに関し、障害福祉サービス提供事業者等への啓発及び研修を行うものとする。 [5-(2)-①vi] 県は、障がい福祉サービス事業者が、適正なサービスを提供し、また高い倫理観をもって事業を運営できるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。 （骨子案 4-(1)-② は、責務の項に掲載）	（福祉サービスに関する施策） 第十五条　県は、障がい者に対して提供される福祉サービスの質の向上を図るため、障がい福祉サービス事業者等に対する研修の実施、関係機関の連携の強化のための支援等必要な施策を講ずるものとする。	障がい福祉サービス事業者への支援規定を統合。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
［5-(2)-⑤ i ］ 医療等を要する障がい者への支援に関する施策・取組 県は、医療、介護、リハビリテーションを要する障がい者が、地域で安全かつ安心な生活を営むことができるよう、支援制度の拡充その他障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うものとする。	（医療の給付等を要する障がい者に関する施策） 第十六条　県は、障がい者が障がいの状態等に応じた医療又は介護の給付を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。	リハビリテーションの提供は、医療又は介護の給付に含まれるため削除。
［5-(2)-⑤ ii ］ 前項の支援の実施に当たっては、医療、福祉、保健、教育その他の関係分野に従事する者は、一層の多職種連携に努めるものとする。	削除（第一項で包含）	
［5-(2)-①iv］ 県は、障がい児の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援するものとする。 （骨子案 4-(1)-③ は、責務の項に掲載）	（障がい児に関する施策） 第十七条　県は、障がい児が健やかに成長できるよう、その発達に応じ、障がい児及び障がい児の家族等が適切な支援を受けられるために必要な施策を講ずるものとする。	障がい児への支援規定を統合。
［5-(2)-①vii］ 県は、障がい児が入所する施設において、障がいの特性に応じた環境の提供に加え、できる限り家庭的環境の中で養育されるよう支援するものとする。	2　県は、障がい児が生活を営む施設に入所する障がい児が家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう必要な施策を講ずるものとする。	

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[5-(2)-⑤ⅲ] 県は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して在宅生活を送ることができるよう必要な支援を行うものとする。 [5-(2)-①ⅴ]県は、医療的ケア児、重症心身障がい児、発達障がい児等専門的支援が必要な障がい児及びその家族への支援のため、地域における連携体制を強化するものとする。	（医療的ケア児等に関する施策） 第十八条　県は、医療的ケア児等（医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第三項に規定する医療的ケア児等をいう。以下同じ。）及び重症心身障害者（同条第四項に規定する重症心身障害者をいう。以下同じ。）並びにそれらの家族が個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者の心身の状況等に応じて適切な支援を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。	医療的ケア児等への支援規定を統合。
[5-(2)-② ⅰ] 生活環境の充実に関する施策・取組 県及び事業者は、全ての障がい者が安全で安心して暮らし、自由に移動し、地域の様々な活動に参加することができるよう、建物、道路、交通機関その他の生活環境のバリアフリー化等を進めることにより、福祉のまちづくりと生活環境の充実に取り組むものとする。	（生活環境に関する施策） 第十九条　県は、障がい者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な施策を講ずるものとする。	

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
［5-(2)-②iv］ 県民は、駅、道路、商業施設等において、車いす使用者、白杖携行者、補助犬同伴者、ヘルプマーク等装着者その他障がい者であることが推測される者等の近くを通行する際は、その安全な移動に十分配慮し、必要に応じて声を掛け、又は道を譲る等の思いやりをもった行動に努めるものとする。 （骨子案 4-(3)-④・4-(3)-③ は、責務の項に掲載）	2 県は、県民が日常生活において障がい者に対して適切に配慮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。	県民の責務のうち、日常生活における障がい者へのサポートに関する規定を統合。
［5-(2)-②ii］ 県民及び事業者は、障がい者の安全な歩行を確保するため、点字ブロックの上やその付近に物を放置するなど、その機能を妨げる行為をしないものとする。 ［5-(2)-②iii］ 県民及び事業者は、障がい者とその家族等の移動の安全を確保するため、青森県おもいやり駐車場をはじめとする障がい者等用駐車場の適正な利用に努めるものとする。 ［5-(2)-②v］ 県民は、公共交通機関の優先席、多目的トイレ、多目的エレベーターその他障がい者等のために設けられた施設・設備を尊重し、それらの円滑かつ適正な利用を妨げないよう努めるものとする。	3 県は、障がい者の優先的な利用のために設けられた設備等の適切な使用等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。	県民・事業者の責務のうち、障がい者の移動に係るサポートに関する規定を統合。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[3-(6)] 全ての障がい者が、必要な情報を円滑に取得し、利用すること及びコミュニケーション手段の選択ができるよう、情報通信技術の活用機会の拡大及び周知等が図られること。 [5-(2)-③ i] 情報アクセシビリティの保障並びにコミュニケーション手段の充実及び選択の保障に関する施策・取組 県は、障がい者が必要な情報を円滑に取得し、利用すること及びコミュニケーション手段を選択することができるよう、情報通信技術を活用する機会の拡大等により情報発信を行うとともに、情報アクセシビリティの保障並びにコミュニケーション手段の充実及びその選択の保障を図る施策を講ずるものとする。	（情報の円滑な取得等に関する施策） 第二十条　県は、障がい者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。 2　意思疎通手段の利用の促進については、青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例（令和二年三月青森県条例第三号）の定めるところによるものとする。 3　手話についての理解及びその習得の促進については、青森県手話言語条例（令和二年七月青森県条例第三十三号）の定めるところによるものとする。	第二項・第三項に、先行する意思疎通条例等を記載。 障がい者の情報取得に関する規定を統合。
[5-(2)-③ ii] 意思疎通手段の利用や習得の促進、意思疎通手段を利用した情報の発信及び意思疎通支援者等の養成等については、「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例（R2.3.27県条例第3号）」及び「青森県手話言語条例（R2.7.6県条例第33号）」の定めるところによる。	（第二十条第二項及び第三項に規定）	

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
［5-(2)-④ i ］ 災害時における支援に関する施策・取組 県は、市町村その他の関係機関の協力を得て、災害その他非常の事態(以下「災害時等」という。)の場合において、障がい者とその家族等に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう努めるものとする。 ［5-(2)-④iv］ 県は、災害時等に障がい者とその家族等が必要に応じて福祉避難所等に避難できるよう広域的な調整を行うため、平時から市町村と情報共有するものとする。	（災害時等における施策） 第二十一条　県は、災害その他非常の事態の場合において、障がい者がその安全を確保するために必要となる情報が迅速かつ的確に伝達され、及び障がい者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。	災害等に関する規定を統合。
［3-(5)］ 全ての障がい者が、災害時に安全かつ安心な避難生活が確保されること。 ［5-(2)-④ ii ］ 県は、災害時等における障がい者とその家族等の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者の人材の育成を行うものとする。	2　県は、障がい者の避難所の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる避難所の体制の整備その他の障がい者の避難所における良好な生活環境の確保のために必要な施策を講ずるものとする。	

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
［5-(2)-④iii］ 県は、市町村が医療的ケア児及び重症心身障害児を含む避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、又は見直すことができるよう、必要な支援に努めるものとする。	3　県は、市町村が障がい者に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画を作成する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。	
［5-(2)-⑥ii］ 障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に安全・安心に過ごすための条件・環境整備及び一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図り、インクルーシブ教育システムの実現に向けた支援体制の整備及び充実に努めるものとする。	（学校教育に関する施策） 第二十二条　県は、学校教育において、個々の障がいのある幼児、児童、生徒及び学生が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。	

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
［5-(2)-⑥ i ］ 教育の支援体制の整備及び充実等に関する施策・取組 県は、市町村の協力を得て、障がい及び障がい者に対する理解並びに社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。 ［5-(2)-⑥ ii ］ 障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に安全・安心に過ごすための条件・環境整備及び一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図り、インクルーシブ教育システムの実現に向けた支援体制の整備及び充実に努めるものとする。	2　県は、学校教育において、障がいのある幼児、児童、生徒及び学生と障がいのない幼児、児童、生徒及び学生とが、共に教育を受けられるようにするとともに、相互に理解を深め合う交流及び共同学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。	
［5-(2)-⑦ i ］ 雇用及び就労の促進に関する施策・取組 県は、障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な働き方の推進及び就労機会の拡大に向けた必要な施策を講ずるものとする。 ［5-(2)-⑦ ii ］ 県は、関係機関と連携し、障がい者の雇用と就労に関する事業者の理解を深めるとともに、障がい者の雇用と就労を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。	（雇用に関する施策） 第二十三条　県は、障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な雇用の機会の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。	雇用に関する規定を統合。

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
［5-(2)-⑧ｉ］ 障がい者スポーツの推進に関する施策・取組 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が共に障がい者スポーツに親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者スポーツの振興その他必要な施策を講ずるものとする。	（スポーツに関する施策） 第二十四条　県は、県民が障がいの有無にかかわらずスポーツに参加できる機会の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。	
［5-(2)-⑧ｉ］ 障がい者スポーツの推進に関する施策・取組 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が共に障がい者スポーツに親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者スポーツの振興その他必要な施策を講ずるものとする。	２　県は、スポーツを通じて県民の間における障がい及び障がい者に関する相互理解が増進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
［5-(2)-⑧ｉ］ 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が共に障がい者スポーツに親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者スポーツの振興その他必要な施策を講ずるものとする。 ［5-(2)-⑧ii］ 県は、障がい者が障がい者スポーツに参加する機会の拡大に努めるとともに、障がい者スポーツの指導者の養成および資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。	3　県は、障がい者が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツの振興を図るとともに、当該スポーツの指導者の養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。	
［5-(2)-⑨ii］ 県は、障がい者が文化芸術活動に参加する機会の拡大に努めるとともに、障がい者が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるものとする。	**（文化芸術活動に関する施策）** 第二十五条　県は、県民が障がいの有無にかかわらず文化芸術活動に参加できる機会の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。	
［5-(2)-⑨ｉ］ 文化芸術活動の推進に関する施策・取組 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が共に文化芸術活動に親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者の文化芸術活動の振興その他必要な施策を講ずるものとする。	2　県は、文化芸術活動を通じて県民の間における障がい及び障がい者に関する相互理解が増進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	

骨子案（令和8年9月）	条例案	備考
[5-(2)-⑨ｉ] 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が共に文化芸術活動に親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者の文化芸術活動の振興その他必要な施策を講ずるものとする。	3　県は、障がい者による文化芸術活動の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。	
[6-(1)] 取組推進主体等への県の支援 県は、障がいのある人もない人も共にきらめく青森県の実現を目指す活動を行う事業者、県民、障がい者関係団体及び市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。	（支援） 第二十六条　県は、共生社会づくりの推進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。	
[6-(1)] 県は、障がいのある人もない人も共にきらめく青森県の実現を目指す活動を行う事業者、県民、障がい者関係団体及び市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。	2　県は、市町村が共生社会づくりの推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。	
[6-(2)] 財政上の措置 県は、障がいのある人もない人も共にきらめく青森県の実現に向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	（財政上の措置） 第二十七条　県は、共生社会づくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	
（骨子案になし）	附則 この条例は、令和九年四月一日から施行する。	